

○電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項)

改正案	現行
<p>(軽微な変更) 第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 伝送路設備以外の電気通信設備(事業用電気通信設備に限る。)の設置の区域の増加及び減少</p> <p>三 (略)</p> <p>(電気通信事業の届出) 第九条 (略)</p> <p>2〜7 (略)</p> <p>8 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。</p> <p>(基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。</p>	<p>(軽微な変更) 第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (同上)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(電気通信事業の届出) 第九条 (略)</p> <p>2〜7 (略)</p> <p>(基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 (同上)</p>

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）**第三条第二項第三号**）に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イハ（略）

二・三（略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七條の二 法第四十一條第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

一（略）

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）

イハ（略）

ホ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第八号**に規定するPHS用設備（第二十七條の四第二号ロ及び第二十七條の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。）

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の指定等）

第二十七條の二の二 法第四十一條第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）**第三条第二項第四号**）に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イハ（略）

二・三（略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七條の二（同上）

一（略）

二（同上）

イハ（略）

ホ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第七号の二**に規定するPHS用設備（第二十七條の四第二号ロ及び第二十七條の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。）

当該指定及びその解除を受けることとなる電気通事業者にその旨を通知するものとする。

2) 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の電気通信役務の種類欄の各項に掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二 電気通信役務の対価としての料金の支払いを受けるものであること。

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合(次に掲げる場

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項の規定による確認(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項又は第二項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 (同上)

合を除く。)

- イ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備**及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合
- ロ (略)
- 二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合(次に掲げる場合を除く。)

- イ 従来事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備**、総合デジタル通信用設備又は同令第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ (略)

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項及び**第五項**)において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

- 一 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式ア**

- イ 事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設備**及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合
- ロ (略)
- 二 (同上)

- イ 従来事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設備**、総合デジタル通信用設備又は同令第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ (略)

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

- 一 事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設**

ナログ電話用設備（以下この条において「二線式アナログ電話用設備」という。）又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝキ（略）

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するもの及び法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝホ（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

四 携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝハ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するもの及び法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝハ（略）

備又は総合デジタル通信用設備

イゝキ（略）

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く。）

イゝホ（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）

イ・ロ（略）

四 携帯電話用設備又はPHS用設備

イゝハ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）

イゝハ（略）

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

七 有線放送設備(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下この条において単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。))及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

イ〜リ (略)

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びニに掲げるものを除く。)

ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)

六 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ〜ハ

七 有線放送設備(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下この条において単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。))及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ〜ニ (略)

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ〜リ (略)

次に掲げる書類

- イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）
 - ロ 第二号ロ、ハ及びニに掲げる書類
 - ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類
 - ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するアナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）
- 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ、ラ及びキに掲げるものを除く。）
 - ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類
 - ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備
- 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）
 - ロ 第四号ロに掲げる書類
 - ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類
 - ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電

気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）
次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ム
及びニに掲げるものを除く。）

ロ 第五号ロに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲
げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、
ム及びニに掲げるものを除く。）

ロ 第六号ロに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変
更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項及び第五項）において
準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅
滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない
い。

（管理規程）

第二十八条 （略）

2 法第四十四条第三項の規定による届出をしようとする電気通信事業

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変
更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項）において準用する場
合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様
式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（管理規程）

第二十八条 （略）

2 法第四十四条第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業

者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

- 一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項
- イ 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ロ 関係法令及び管理規程その他の規定の遵守に関すること。
- ハ 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ニ 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ホ 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。
- 二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項
- イ 経営の責任者の職務に関すること。
- ロ 電気通信設備統括管理者の職務に関すること。
- ハ 電気通信主任技術者の職務及び代行に関すること。
- ニ 各部門の責任者の職務に関すること。
- ホ 各従事者の職務に関すること。
- ヘ 組織内の連携体制の確保に関すること。
- ト 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。
- 三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電

者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- 二 電気通信主任技術者（法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第一項の規定により配置する者）が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
- 三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること。
- 四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。
- 五 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。
- 六 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。
- 七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。
- 八 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知に関すること。
- 九 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置に関すること。

(略)

- 気通信設備の管理の方法に関する事項
- イ 基本的な取組に関すること。
- ロ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。
- ハ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること。
- ニ 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。
- ホ 情報セキュリティ対策に関すること。
- ヘ ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。
- ト 重要通信の確保、ふくそう対策に関すること。
- チ 緊急通報の確保に関すること。
- リ 防犯対策に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等、現状の調査、分析及び改善に関すること。
- ル ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。
- ク 利用者の利益の保護の観点から利用者に向けた情報提供に関すること。
- ク 事故の再発防止のための対策に関すること。
- 四 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項
- 五 当該管理規程の見直しに関すること。
- 六 その他事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

(略)

- 十 重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置に関すること。
- 十一 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理に関すること。
- 十二 当該管理規程の見直しに関すること。
- 十三 その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

(電気通信設備統括管理者の要件等)

第二十九条の二 法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一 電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること

イ 電気通信設備の設計、工事、維持若しくは運用に関する業務

ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号の要件と同等以上の能力を有すると認められること

2 電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

(電気通信設備統括管理者の選任及び解任の届出)

第二十九条の三 法第四十四条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した電気通信設備統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2) 前項の届出書には、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条第一項に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第四十条の十五 法第二百二十二条第一項ただし書の総務省令で定める

軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 認定電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの
イ〜ハ (略)
- ニ 伝送路設備以外の電気通信設備(事業用電気通信設備に限る。)
の設置の区域の増加及び減少
- 三 (略)

様式第1 (第4条第1項関係)

電気通信事業登録申請書	
年 月 日	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名
総務大臣 殿	

(軽微な変更)

第四十条の十五 (同上)

一 (略)

二 (同上)

イ〜ハ (略)

三 (略)

様式第1 (第4条第1項関係)

電気通信事業登録申請書	
年 月 日	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名
総務大臣 殿	

印
連絡先

電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域

種類

印
連絡先

(同上)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

3 (略)

注 (略)

注 (略)

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

注 1～6 (略)

3 (略)

注 (略)

注 (略)

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)ので、次のとおり届け出ます。

1 (略)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を置する場合に限る。)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)ので、次のとおり届け出ます。

1 (略)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を置する場合に限る。)

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

3 (略)
注 (略)
注 (略)

様式第9の8 (第9条第8項関係)

電気通信事業電気通信設備の概要届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

届出年月日及び届出番号

連絡先

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

3 (略)
注 (略)
注 (略)

伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する

事項

設置の区域	種類

注1 設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

- 2 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

第42条第1項

第42条第2項

第42条第4項において準用する同条第1項

電気通信事業法 第42条第4項において準用する同条第2項 の規定により

第42条第5項において準用する同条第1項

第42条第5項において準用する同条第2項

第41条第1項

事業用電気通信設備が同法 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適合するものとする。
第41条第4項

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

第42条第1項

第42条第2項

第42条第4項において準用する同条第1項

電気通信事業法 第42条第4項において準用する同条第2項 の規定により

第41条第1項

事業用電気通信設備が同法 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適合するものとする。

合することを確認したので、第42条第3項の規定により、次のとおり届け出
ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

注1・2 (略)

様式第22 (第28条第3項関係)

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

登録年月日又は届出年月日

合することを確認したので、第42条第3項の規定により、次のとおり届け出
ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

注1・2 (略)

様式第22 (第28条第2項関係)

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第3項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1・2 (略)

様式第 38 条の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又は届出番号

及び登録番号又は届出番号

連絡先

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1・2 (略)

様式第 38 条の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又は届出番号

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(4) (略)

注 (略)

注 (略)

様式第38条の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申

請書

年 月 日

総務大臣 殿

(3) (略)

注 (略)

注 (略)

様式第38条の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申

請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名

印
登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又
は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同法第117条第1項の事項を次とおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次とおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 (略)

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名

印
登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又
は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同法第117条第1項の事項を次とおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次とおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種類を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注1～6 (略)

年郵政省令第30号)において使用する用語の例による。

(4) (略)

注 (略)

注 (略)

(3) (略)

注 (略)

注 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に電気通信事業法(以下「法」という。)第九条の登録を受けている者であつて、伝送路設備以外の電気通信設備(法第四十四条第一項の事業用電気通信設備に限る。以下同じ。)を設置する者は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一月以内に、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)様式第七の届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて、この省令の施行の際現に法第一百七十七条第一項の認定を受けている者は、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 全部認定事業者 新施行規則様式第七の二の届出書

二 一部認定事業者 新施行規則様式第七の三の届出書、新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 この省令の施行の際現に法第十六条第一項の届出をしている者(電気通信回線設備を設置する者に限る。以下同じ。)であつて、伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者は、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第九の届出書を提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて、この省令の施行の際現に法第一百七十七条第一項の認定を受けている者は、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 全部認定事業者 新施行規則様式第九の三の届出書

二 一部認定事業者 新施行規則様式第九の五の届出書、新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

第三条 法第九条の登録の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第一によりその登録の申請をすることができる。

2 法第十六条第一項の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第八によりその届出をすることができる。

3 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第三十八の

八又は第三十八の九によりその認定の申請をすることができる。

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条―第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第七章 雑則（第五十八条・第五十九条）</p> <p>附則</p> <p>（電気通信主任技術者の選任等）</p> <p>第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に關す</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条―第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第七章 雑則（第五十八条・第五十九条）</p> <p>附則</p> <p>（電気通信主任技術者の選任等）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

る業務を開始する前に、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

4 法第四十五条第一項の総務省令で定める事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項は次のとおりとする。

一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務の計画の立案並びにその計画に基づく業務の適切な実施に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 工事実施体制（工事実施者と設備運用者による確認を含む。）及び工事手順に関する事項

ロ 運転又は操作の運用監視に係る方針、体制及び方法に関する事項
ハ 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事項

二 適正な設備容量の確保に関する事項
ニ 事業用電気通信設備の事故発生時の従事者への指揮及び命令並び

に事故収束後の再発防止に向けた計画の策定に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 速やかな故障検知、故障箇所特定のためにとるべき対応に関する事項

ロ 定型的な応急復旧措置に係る取組、製造業者等や接続事業者との連携に関する事項

ハ 障害の極小化対策に関する事項
三 その他、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し必要と認められる事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 選任された事業場における、事業用電気通信設備の工事、維持及

び運用を行う者に対する教育及び訓練の計画の立案及び実施に関する事項

ロ 日常の監督業務を通じた、管理規程の実施状況の把握及び見直しに関する事項

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第七項)において単に「指定都市」という。)にあつてはその区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一 四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項第一号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業場における事業用電気通信設備が、他の電気通通信事業者により設置され、当該電気通通信事業者により、当該事業場に係る電気通信主任技術者が選任されている場合とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第四項)において単に「指定都市」という。)にあつてはその区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一 四 (略)

2・3 (略)

の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 公衆無線LANアクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合

イ 適合表示端末機器

ロ 法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（同項に規定する技術基準を含む。）に適合していることについて法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第四百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器

二 他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により、当該都道府県に係る電気通信主任技術者が選任されている場合

6 電気通信事業者は、第四項又は前項第一号の場合において、当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者を選任しないときは、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者の名称

二 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者が選任した当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者の氏名

7 (略)

4 (略)

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、 第二項及び第四項 の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、 第二項及び第四項 の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(講習の期間)

第四十三条の三 法第四十九条第四項の規定により、電気通信事業者は、

電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に選任の日から一年以内に事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に關し登録講習機関が行う講習（以下この条において「講習」という。）を受けさせなければならない。ただし、当該電気通信主任技術者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。

一 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から二年を経過しない者（次号に該当する者を除く。）

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 (同上)

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項 及び第二項 の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項 及び第二項 の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

<p>二 講習の修了証の交付を受けた日から二年を経過しない者</p> <p>2 電気通信事業者は、前項第一号に該当する者を電気通信主任技術者に選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>3 電気通信事業者は、第一項の規定により講習を受けさせなければならない場合を除き、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ講習を受けた当該電気通信主任技術者に、その講習の行われた日の属する月の翌月の一日から起算して三年以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>当該講習を受けた日以降についても同様とする。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に電気通信主任技術者を選任している電気通信事業者については、この省令の施行の日当該電気通信主任技術者を選任したとみなして、この省令による改正後の電気通信主任技術者規則第四十三の三の規定を適用する。

○事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備</p> <p>第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等（第三条の二―第十六条）</p> <p>第二款 その他の電気通信設備（第十六条の二―第十六条の六）</p> <p>第二節 秘密の保持（第十七条・第十八条）</p> <p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第十九条―第二十二条）</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第二十三条―第二十五条）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二の四）</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の四―第三十条）</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五の二）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 （同上）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 （同上）</p> <p>第二款 その他の電気通信回線設備（第十六条の二―第十六条の六）</p> <p>第二節 （同上）</p> <p>第三節 （同上）</p> <p>第四節 （同上）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二の三）</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の四―第三十条）</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五）</p>

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備(第三十五条の十六―
第三十五条の二十三)

第五款 その他の音声伝送用設備(第三十六条―第三十六条の
九)

(削る)

第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する
電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策(第三十七条―第四十
条)

第二節 秘密の保持(第四十一条)

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第四十二
条)

第四節 他の電気通信設備との責任の分界(第四十三条)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備(第四十四
条・第四十五条)

第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用
者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信
役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策(第四十六条―第四十
八条)

第二節 秘密の保持(第四十九条)

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第五十
条)

第四節 他の電気通信設備との責任の分界(第五十一条)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備(第五十二

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備(第三十五条の十六―
第三十五条の二十二)

第五款 その他の音声伝送用設備(第三十六条―第三十六条の
八)

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備(第三十七条)

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する
電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策(第三十八条―第四十
八条)

第二節 秘密の保持(第四十九条)

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第五十
条)

第四節 他の電気通信設備との責任の分界(第五十一条)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備(第五十二
条・第五十三条)

条一第五十六条)

第五章 雑則 (第五十七条・第五十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項、第二項及び第四項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第四項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

(定義)

第三条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

(削る)

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 「アナログ電話用設備」とは、事業用電気通信設備のうち、端末

第五章 雑則 (第五十四条・第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項及び第二項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章はすべての事業用電気通信設備に対し、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち電気通信回線設備に対し、第三章は同項に規定する電気通信設備のうち端末設備に対し、第四章は同条第二項に規定する電気通信設備に対し、それぞれ適用する。

(定義)

第三条 (同上)

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一 「事業用電気通信回線設備」とは、法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち、電気通信回線設備をいう。

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 「アナログ電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備及び法第

設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）を接続する点においてアナログ信号を入出力するものであつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

四 「二線式アナログ電話用設備」とは、アナログ電話用設備のうち、**事業用電気通信設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するものをいう。**

五 「総合デジタル通信用設備」とは、**事業用電気通信設備のうち、**主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、**事業用電気通信設備のうち、**端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの（次号に規定するものを除く。）であつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。

七 「携帯電話用設備」とは、**事業用電気通信設備のうち、**無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

八 「PHS用設備」とは、**事業用電気通信設備のうち、**電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）を接続する点においてアナログ信号を入出力するものであつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

五 「総合デジタル通信用設備」とは、**事業用電気通信回線設備のうち、**主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、**事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、**端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの（次号に規定するものを除く。）であつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。

七 「携帯電話用設備」とは、**事業用電気通信回線設備のうち、**無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

七の二 「PHS用設備」とは、**事業用電気通信回線設備のうち、**電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。

九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。

十 「特定端末設備」とは、自らの電気通信事業の用に供する端末設備であつて事業用電気通信設備であるものうち、自ら設置する電気通信回線設備の一端に接続されるものをいう。

十一 （略）

十二 （略）

第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

第一款 アナログ電話用設備等

（適用の範囲）

第三条の二 この款の規定（第十五条の四を除く。）は、アナログ電話用設備等（特定端末設備を除く。）について適用する。

（故障検出）

第五条 事業用電気通信設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止そ

八 （略）

九 （略）

第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策

第一款 アナログ電話用設備等

（適用の範囲）

第三条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下同じ。）、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備について適用する。

（故障検出）

第五条 事業用電気通信回線設備は、電源停止、共通制御機器の動作停

その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該**事業用電気通信設備**を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

(事業用電気通信設備の防護措置)

第六条 **事業用電気通信設備**は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該**事業用電気通信設備**が当該**事業用電気通信設備**を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第七条 **事業用電気通信設備**の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信設備**の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。

2 **事業用電気通信設備**の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信設備**の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。

(異常ふくそう対策等)

第八条 (略)

第八条の二 **携帯電話用設備及びPHS用設備**は、多数の移動端末設備が同時に電気通信回線設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及

止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該**事業用電気通信回線設備**を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

(事業用電気通信回線設備の防護措置)

第六条 **事業用電気通信回線設備**は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該**事業用電気通信回線設備**が当該**事業用電気通信回線設備**を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第七条 **事業用電気通信回線設備**の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信回線設備**の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。

2 **事業用電気通信回線設備**の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該**事業用電気通信回線設備**の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。

(異常ふくそう対策等)

第八条 (略)

第八条の二 **事業用電気通信回線設備(携帯電話用設備及びPHS用設備に限る。以下この条において同じ。)**は、多数の移動端末設備が同時に電気通信回線設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間

ばすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

- 一 (略)
- 二 トラヒックの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有する**電気通信設備**(電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証を行うための電気通信設備を含む。次項第二号において同じ。)の設置

2 **携帯電話用設備及びPHS用設備**は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

- 一 制御信号の増加による**電気通信設備**の負荷を軽減させる措置
- 二 制御信号の増加に対応するための十分な通信容量を有する**電気通信設備**の設置

(耐震対策)

第九条 **事業用電気通信設備**の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 **事業用電気通信設備**は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

3 その故障等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある**事業用電気通信設備**に関する前二項の耐震

的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

- 一 (略)
- 二 トラヒックの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有する**電気通信回線設備**(電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証を行うための電気通信設備を含む。次項第二号において同じ。)の設置

2 **事業用電気通信回線設備**は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

- 一 制御信号の増加による**電気通信回線設備**の負荷を軽減させる措置
- 二 制御信号の増加に対応するための十分な通信容量を有する**電気通信回線設備**の設置

(耐震対策)

第九条 **事業用電気通信回線設備**の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 **事業用電気通信回線設備**は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

3 その故障等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある**事業用電気通信回線設備**に関する前二項の

措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(電源設備)

第十条 **事業用電気通信設備**の電源設備は、平均繁忙時(一日のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した一時間をいう。以下同じ。)に**事業用電気通信設備**の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に**事業用電気通信設備**の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

2 **事業用電気通信設備**の電力の供給に直接係る電源設備の機器(家用発電機及び蓄電池を除く。)は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

(停電対策)

第十一条 **事業用電気通信設備**は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

2 (略)

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎(以下「都道府県庁等」という。)に設置されている端末設備(当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。)と接続されている端末系伝送路設備及び**当該端末系伝送路設備**と接続されている交換

耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(電源設備)

第十条 **事業用電気通信回線設備**の電源設備は、平均繁忙時(一日のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した一時間をいう。以下同じ。)に**事業用電気通信回線設備**の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に**事業用電気通信回線設備**の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

2 **事業用電気通信回線設備**の電力の供給に直接係る電源設備の機器(家用発電機及び蓄電池を除く。)は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

(停電対策)

第十一条 **事業用電気通信回線設備**は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

2 (略)

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎(以下「都道府県庁等」という。)に設置されている端末設備(当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。)と接続されている端末系伝送路設備及び**当該設備**と接続されている交換設備並びにこ

設備並びにこれらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならぬ。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。

(誘導対策)

第十二条 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により**事業用電気通信設備**の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

(防火対策等)

第十三条 **事業用電気通信設備**を收容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならぬ。

2 **事業用電気通信設備**を收容し、又は設置し、かつ、当該**事業用電気通信設備**を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物（以下「コンテナ等」という。）及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

3 **事業用電気通信設備**を收容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。

(屋外設備)

これらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならぬ。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。

(誘導対策)

第十二条 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により**事業用電気通信回線設備**の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

(防火対策等)

第十三条 **事業用電気通信回線設備**を收容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならぬ。

2 **事業用電気通信回線設備**を收容し、又は設置し、かつ、当該**事業用電気通信回線設備**を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物（以下「コンテナ等」という。）及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

3 **事業用電気通信回線設備**を收容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。

(屋外設備)

第十四条 屋外に設置する電線（その中継器を含む）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物（次条の建築物及びコンテナ等）を除く。次項において「屋外設備」という。は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けられないものでなければならぬ。

2 (略)

(事業用電気通信設備を設置する建築物等)

第十五条 事業用電気通信設備を收容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

一 (略)

二 当該事業用電気通信設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。

三 当該事業用電気通信設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。

四 当該事業用電気通信設備を收容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信設備に触れることができないよう施設その他必要な措置が講じられていること。

(有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信設備)

第十五条の二 有線放送設備（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理

第十四条 屋外に設置する電線（その中継器を含む）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物（次条の建築物）を除く。次項において「屋外設備」という。は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けられないものでなければならない。

2 (略)

(事業用電気通信回線設備を設置する建築物等)

第十五条 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

一 (略)

二 当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。

三 当該事業用電気通信回線設備が安定に動作する温度および湿度を維持することができること。

四 当該事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう施設その他必要な措置が講じられていること。

(有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備)

第十五条の二 有線放送設備（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理

委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。)及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する**事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。以下この条において同じ。)**は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 **事業用電気通信設備**と有線放送設備(事業用電気通信設備と同一の線路を使用する部分を除く。以下この条において同じ。)との責任の分界を明確にするため、有線放送設備との間に分界点(以下この条において「分界点」という。)を有すること。

二 (略)

三 分界点において有線放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該**事業用電気通信設備**の正常性を確認できる措置が講じられていること。

四 (略)

イ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送(ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再送信することを含む。以下この条において同じ。)以外の有線一般放送を行うためのものである場合にあつては、利用者が端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子(放送法施行規則第五十条第四号の受信者端子をいう。)との間の分離度二五デシベル以上である。

ロ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送を行うためのものである場合にあつては、必要な妨害対策措置

委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。)及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する**事業用電気通信回線設備**は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 **事業用電気通信回線設備**と有線放送設備(事業用電気通信回線設備と同一の線路を使用する部分を除く。以下この条において同じ。)との責任の分界を明確にするため、有線放送設備との間に分界点(以下この条において「分界点」という。)を有すること。

二 (略)

三 分界点において有線放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該**事業用電気通信回線設備**の正常性を確認できる措置が講じられていること。

四 (略)

イ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送(ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再送信することを含む。以下この条において同じ。)以外の有線一般放送を行うためのものである場合にあつては、利用者が端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子(放送法施行規則第五十条第四号の受信者端子をいう。)との間の分離度が二五デシベル以上である。

ロ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送を行うためのものである場合にあつては、必要な妨害対策措置

が講じられたものである」と。

(大規模災害対策)

第十五条の三 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、**事業用電気通信設備**に関し、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一五 (略)

(特定端末設備)

第十五条の四 端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「**端末規則**」という。)第五条から第九条までの規定は、アナログ電話用設備等(特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、**端末規則**第五条、第六条及び第八条中「**事業用電気通信設備**」とあるのは「**電気通信回線設備**」と、同条中「**利用者**」とあるのは「**当該電気通信事業者**」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第十六条 (略)

2 第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する**事業用電気通信設備**について適用しない。

3 第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示で定める小規模な**事業用電気通信設備**について適用しない。

4 (略)

第二款 その他の**電気通信設備**

が講じられたものであること

(大規模災害対策)

第十五条の三 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、**事業用電気通信回線設備**に関し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一五 (略)

(適用除外)

第十六条 (略)

2 第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する**事業用電気通信回線設備**について適用しない。

3 第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示で定める小規模な**事業用電気通信回線設備**について適用しない。

4 (略)

第二款 その他の**電気通信回線設備**

(適用の範囲)

第十六条の二 この款の規定(第十六条の五第三項を除く。)は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備(特定端末設備を除く。)について適用する。

(故障等の対策)

第十六条の三 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の故障等が発生した場合に電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な復旧機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(耐震対策等)

第十六条の四 事業用電気通信設備の設置に当たっては、次に掲げる措置が講じられなければならない。ただし、通常想定される規模の地震又は火災による当該事業用電気通信設備の故障等の発生時に、これに代えて電気通信役務を提供するための予備の事業用電気通信設備の設置その他これに準ずる措置が講じられている場合は、この限りでない。

一 当該事業用電気通信設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するための床への緊結その他の耐震措置

二 通常想定される規模の地震による当該事業用電気通信設備の構成部品の接触不良及び脱落を防止するための構成部品の固定その

(適用の範囲)

第十六条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備以外の事業用電気通信回線設備について適用する。

(故障等の対策)

第十六条の三 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の故障等が発生した場合に電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な復旧機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(耐震対策等)

第十六条の四 事業用電気通信回線設備の設置に当たっては、次に掲げる措置が講じられなければならない。ただし、通常想定される規模の地震又は火災による当該事業用電気通信回線設備の故障等の発生時に、これに代えて電気通信役務を提供するための予備の事業用電気通信回線設備の設置その他これに準ずる措置が講じられている場合は、この限りでない。

一 当該事業用電気通信回線設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するための床への緊結その他の耐震措置

二 通常想定される規模の地震による当該事業用電気通信回線設備の構成部品の接触不良及び脱落を防止するための構成部品の固定

他の耐震措置

三 当該**事業用電気通信設備**を收容し、又は設置する通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置

(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、**事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)**について準用する。

2 前項に掲げる規定(第十五条の二を除く。)は、**事業用電気通信設備(端末設備に限る。)**について準用する。

3 端末規則第五条から第九条までの規定は、アナログ電話用設備等以外の**事業用電気通信設備(特定端末設備に限る。)**について準用する。
この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「**事業用電気通信設備**」とあるのは「**電気通信回線設備**」と、同条中「**利用者**」とあるのは「**当該電気通信事業者**」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第十六条の六 **前条第一項**において準用する第八条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備については、適用しない。
2 第十六条の四並びに**前条第一項**において準用する第五条、第八条及び第十四条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する**事業用電気通信設備**については、適用しない。

その他の耐震措置

三 当該**事業用電気通信回線設備**を收容し、又は設置する通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置

(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、**アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備以外の事業用電気通信回線設備**について準用する。

(適用除外)

第十六条の六 **前条**において準用する第八条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備については、適用しない。
2 第十六条の四並びに**前条**において準用する第五条、第八条及び第十四条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する**事業用電気通信回線設備**については、適用しない。

第二節 秘密の保持

(通信内容の秘匿措置)

第十七条 **事業用電気通信設備(特定端末設備を除く。以下この節、**

次節及び第四節において同じ。)は、利用者が端末設備等を接続する点において、他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

2 有線放送設備の線路と同一の線路を使用する**事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)**は、電気通信事業者が、有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線一般放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

3 **端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。この場合において、同条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と読み替えるものとする。**

(蓄積情報保護)

第十八条 **事業用電気通信設備**に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあつては、当該**事業用電気通信設備**は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみを与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(損傷防止)

第十九条 **事業用電気通信設備**は、利用者又は他の電気通信事業者の接

第二節 秘密の保持

(通信内容の秘匿措置)

第十七条 **事業用電気通信回線設備**は、利用者が端末設備等を接続する点において、他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

2 有線放送設備の線路と同一の線路を使用する**事業用電気通信回線設備**は、電気通信事業者が、有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線一般放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

(蓄積情報保護)

第十八条 **事業用電気通信回線設備**に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあつては、当該**事業用電気通信回線設備**は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみを与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(損傷防止)

第十九条 **事業用電気通信回線設備**は、利用者又は他の電気通信事業者

続する電気通信設備（以下「接続設備」という。）を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出し、又は接続設備を損傷するおそれのある電圧若しくは光出力により送出するものであつてはならない。

（機能障害の防止）

第二十条 事業用電気通信設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出するものであつてはならない。

（漏えい対策）

第二十条の二 電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い特定端末設備又は自営電気通信設備と交換設備又は専用設備（専用役務の提供の用に供する事業用電気通信設備をいう。）との間の電気通信回線に伝送される信号の漏えいに関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。

2 電気通信事業者は、前項の基準を定めるときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（保安装置）

第二十一条 落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によつて接続設備を損傷するおそれのある場合は、交流五〇〇ボルト以下で動作する避雷器及び七アンペア以下で動作するヒューズ若しくは五〇〇ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が事業用電気通信設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されていなければならない。

の接続する電気通信設備（以下「接続設備」という。）を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出し、又は電圧若しくは光出力により送出するものであつてはならない。

（機能障害の防止）

第二十条 事業用電気通信回線設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出するものであつてはならない。

（漏えい対策）

第二十条の二 電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い端末設備等と交換設備又は専用設備（専用役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備をいう。）との間の電気通信回線に伝送される信号の漏えいに関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。

2 前項の基準については、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

（保安装置）

第二十一条 落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によつて接続設備を損傷するおそれのある場合は、交流五〇〇ボルト以下で動作する避雷器及び七アンペア以下で動作するヒューズ若しくは五〇〇ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が事業用電気通信回線設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されていなければならない。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(分界点)

第二十三条 **事業用電気通信設備**は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点(以下この条及び次条において「分界点」という。)を有しなければならない。

2 **事業用電気通信設備**は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない。

(機能確認)

第二十四条 **事業用電気通信設備**は、分界点において**他の電気通信事業者の電気通信設備**を切り離し又はこれに準ずる方法により当該**事業用電気通信設備**の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない。

第二十五条 削除

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する**電気通信設備**

第一款 アナログ電話用設備

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定(第三十五条の二の四を除く。)は、**二線式アナログ電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)**に対して適用する。

(電源供給)

第二十七条 **事業用電気通信設備**は、**第三十一条第二号**に規定する呼出信号の送出時を除き、端末設備等を接続する点において次の各号に掲

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(分界点)

第二十三条 **事業用電気通信回線設備**は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点(以下この条及び次条において「分界点」という。)を有しなければならない。

2 **事業用電気通信回線設備**は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない。

(機能確認)

第二十四条 **事業用電気通信回線設備**は、分界点において**他の電気通信設備**を切り離し又はこれに準ずる方法により当該**事業用電気通信回線設備**の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない。

第二十五条 削除

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する**電気通信回線設備**

第一款 アナログ電話用設備

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定は、**事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備**に対して適用する。

(電源供給)

第二十七条 **事業用電気通信回線設備**は、**第三十一条**に規定する呼出信号の送出時を除き、端末設備等を接続する点において次の各号に掲

げる条件に適合する通信用電源を供給しなければならない。

一〇三 (略)

(信号極性)

第二十八条 **事業用電気通信設備**は、**次条第一号**に規定する発呼信号を受信できる状態において、前条で規定する電源の**極性**(**第三十一条第一号**において「**信号極性**」という。)を端末設備等を接続する点において一方を地気(接地の電位をいう。**以下同じ**)、他方を負極性としなければならない。

(監視信号受信条件)

第二十九条 **事業用電気通信設備**は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する次の監視信号を受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

一〇四 (略)

(選択信号受信条件)

第三十条 **事業用電気通信設備**は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する一〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号、二〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号又は押しボタンダイヤル信号(以下これらを「**選択信号**」という。)のうち、少なくともいずれか一つを受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

二・三 (略)

(監視信号送出条件)

第三十一条 **事業用電気通信設備**は、次の各号に定めるところにより、端末設備等を接続する点において監視信号を送出しなければならない。

一 着信側の端末設備等が送出する端末応答信号を受信したとき、発

る条件に適合する通信用電源を供給しなければならない。

一〇三 (略)

(信号極性)

第二十八条 **事業用電気通信回線設備**は、**次条**に規定する発呼信号を受信できる状態において、前条で規定する電源の**極性**を端末設備等を接続する点において一方を地気(接地の電位をいう。)、他方を負極性としなければならない。

(監視信号受信条件)

第二十九条 **事業用電気通信回線設備**は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する次の監視信号を受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

一〇四 (略)

(選択信号受信条件)

第三十条 **事業用電気通信回線設備**は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する一〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号、二〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号又は押しボタンダイヤル信号(以下これらを「**選択信号**」という。)のうち、少なくともいずれか一つを受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

二・三 (略)

(監視信号送出条件)

第三十一条 **事業用電気通信回線設備**は、次の各号に定めるところにより、端末設備等を接続する点において監視信号を送出しなければならない。

一 着信側の端末設備等が送出する端末応答信号を受信したとき、発

信側の端末設備等に対して、信号極性を反転することにより送出する監視信号（以下「応答信号」という。）

二（略）

（その他の信号送出条件）

第三十二条 **事業用電気通信設備**は、次に掲げる場合は可聴音（耳で聴くことが可能な特定周波数の音をいう。以下同じ。）又は音声によりその状態を発信側の端末設備等に対して通知しなければならない。

一～三（略）

（可聴音送出条件）

第三十三条 **事業用電気通信設備**は、**前条各号に掲げる場合**において可聴音によりその状態を通知するときは、次に定めるところにより、端末設備等を接続する点において可聴音を送出しなければならない。

一～三（略）

（通話品質）

第三十四条 **事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。）に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十一、第三十五条の十八第一項及び第三十五条の十九の第二項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。**

2（略）

信側の端末設備等に対して、**第二十八条で規定する**信号極性を反転することにより送出する監視信号（以下「応答信号」という。）

二（略）

（その他の信号送出条件）

第三十二条 **事業用電気通信回線設備**は、次に掲げる場合は可聴音（耳で聴くことが可能な特定周波数の音をいう。以下同じ。）又は音声によりその状態を発信側の端末設備等に対して通知しなければならない。

一～三（略）

（可聴音送出条件）

第三十三条 **事業用電気通信回線設備**は、**前条の各号**において可聴音によりその状態を通知する場合は、次に定めるところにより、端末設備等を接続する点において可聴音を送出しなければならない。

一～三（略）

（通話品質）

第三十四条 **事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十一、第三十五条の十八第一項、**第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項**において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。**

2（略）

(接続品質)

第三十五条 **事業用電気通信設備**の接続品質は、基礎**トラヒック**(一日のうち、一年間を平均して呼量(一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したものをいう。以下同じ。))が最大となる連続した一時間について一年間の呼量及び呼数の最大のものから順に三〇日分の呼量及び呼数を抜き取ってそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。以下同じ。)について、次の各号に適合しなければならない。

一 **事業用電気通信設備**が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 **事業用電気通信設備**が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 本邦外の場所に対して発信を行う場合にあつては、**事業用電気通信設備**が選択信号を受信した後、国際中継回線(国際交換設備(本邦外の場所への発信又は本邦外からの着信を行う機能を有する交換設備をいう。以下同じ。))と本邦外の場所の交換設備相互間の電気通信回線をいう。以下同じ。)を捕捉するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**により呼が損失となる確率が〇・一以下であること。

四 本邦外の場所からの着信を行う**場合にあつては、事業用電気通信設備**が着信を受け付けた後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**により呼

(接続品質)

第三十五条 **事業用電気通信回線設備**の接続品質は、基礎**トラヒック**(一日のうち、一年間を平均して呼量(一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したものをいう。以下同じ。))が最大となる連続した一時間について一年間の呼量及び呼数の最大のものから順に三〇日分の呼量及び呼数を抜き取ってそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。以下同じ。)について、次の各号に適合しなければならない。

一 **事業用電気通信回線設備**が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 **事業用電気通信回線設備**が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 本邦外の場所に対して発信を行う場合にあつては、**事業用電気通信回線設備**が選択信号を受信した後、国際中継回線(国際交換設備(本邦外の場所への発信又は本邦外からの着信を行う機能を有する交換設備をいう。以下同じ。))と本邦外の場所の交換設備相互間の電気通信回線をいう。以下同じ。)を捕捉するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**により呼が損失となる確率が〇・一以下であること。

四 本邦外の場所からの着信を行う**場合は、事業用電気通信回線設備**が着信を受け付けた後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**により呼

が損失となる確率が〇・一以下であること。

五 **事業用電気通信設備**が選択信号の**送出終了**を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等と呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信設備**)

第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を扱う**事業用電気通信設備**は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号**その他**当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
- 三 (略)

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二の二 **事業用電気通信設備**は、次に定めるところにより、災害時優先通信（緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が

が損失となる確率が〇・一以下であること。

五 **事業用電気通信回線設備**が選択信号**送出終了**を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等と呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**)

第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を扱う**事業用電気通信回線設備**については、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号**その他**当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
- 三 (略)

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二の二 **事業用電気通信回線設備**は、次に定めるところにより、災害時優先通信（緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者

当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。)をいう。以下同じ。)を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。

一・二 (略)

2 **事業用電気通信設備**は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならない。

3 電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度**その他当該制限又は停止の実施方法及び事業用電気通信設備の通信容量**について必要に応じて見直しを行うものとする。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二三 (略)

(特定端末設備)

第三十五条の二の四 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備(特定端末設備に限る。)について準用する。**二**の場合において、**端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号(第三十五条の二の四)において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。**

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。)をいう。以下同じ。)を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。

一・二 (略)

2 **事業用電気通信回線設備**は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならない。

3 電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度**等の実施の方法及び事業用電気通信回線設備の通信容量**について必要に応じて見直しを行うものとする。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二三 (略)

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の五 この款の規定(第三十五条の五第三項及び第三十条の七の二を除く。)は、総合デジタル通信設備(音声伝送役務の提供の用に供するものうち、特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)について適用する。

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信設備の機能は、次の各号に適合しなければならぬ。

一〜四 (略)

(通話品質)

第三十五条の四 事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条

第一項において同じ。)に総合デジタル通信端末(端末規則第二条第二項第十三号に規定する総合デジタル通信端末をいう。以下同じ。)を接続した場合の通話品質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下

であり、かつ、受話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならぬ。

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2) 第三十五条(第一号、第三号及び第四号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備(端末設備に限る。)の接続品質について準用する。

この場合において、同条第一号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三十五条の二の四 この款の規定(第三十五条の五第二項を除く。)は、総合デジタル通信設備について適用する。

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならぬ。

一〜四 (略)

(通話品質)

第三十五条の四 事業用電気通信回線設備に端末規則第二条第二項第

十三号に規定する総合デジタル通信端末を接続した場合の通話品質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならぬ。

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、総合デジタル通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3 第三十五条の規定は、**二線式アナログ電話用設備**と総合デジタル通信設備を接続した**事業用電気通信設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「**事業用電気通信設備**」とあるのは「**二線式アナログ電話用設備**」と、同条第二号、第三号及び第五号中「**選択信号**」とあるのは「**選択信号又は電気通信番号**」と読み替えるものとする。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信設備**)

第三十五条の六 緊急通報を扱う**事業用電気通信設備**は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号**その他**当該発信に係る情報として、総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 (略)

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

(特定端末設備)

2 第三十五条の規定は、**事業用電気通信回線設備**と端末設備等を接続する点において**二線式の接続形式**を有する**アナログ電話用設備**と総合デジタル通信設備を接続した**事業用電気通信回線設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「**事業用電気通信回線設備**」とあるのは「**事業用電気通信回線設備**と**端末設備**等を接続する点において**二線式の接続形式**を有する**アナログ電話用設備**」と、同条第二号、第三号及び第五号中「**選択信号**」とあるのは「**選択信号又は電気通信番号**」と読み替えるものとする。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**)

第三十五条の六 緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**については、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号**その他**当該発信に係る情報として、総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 (略)

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、**総合デジタル通信設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、**総合デジタル通信設備**について準用する。

第三十五条の七の二 端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の七の二において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネット
プロトコル電話用設備

（適用の範囲）

第三十五条の八 この款の規定（第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。）は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）について適用する。

（基本機能）

第三十五条の九 事業用電気通信設備の機能は、次の各号に適合しなければならぬ。

一～五 （略）

（接続品質）

第三十五条の十 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）の接続品質について準用する。

この場合において、第三十五条第二号、第三号及び第五号中「選択番号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネット
プロトコル電話用設備

（適用の範囲）

第三十五条の八 この款の規定（第三十五条の十第二項を除く。）は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について適用する。

（基本機能）

第三十五条の九 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならぬ。

一～五 （略）

（接続品質）

第三十五条の十 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第二号、第三号及

2] 第三十五条(第一号、第三号、及び第四号を除く。)の規定は、**事業用電気通信設備(端末設備に限る。)**の接続品質について準用する。**この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。**

3] 第三十五条の規定は、**二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した**事業用電気通信設備**の接続品質について準用する。**この場合において、**第三十五条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。**

(総合品質)

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備(アナログ電話端末と接続できるものに限る。)**に接続する端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2] 第三十五条の規定は、**事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した**事業用電気通信回線設備**の接続品質について準用する。**この場合において、**第三十五条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。**

(総合品質)

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備(アナログ電話端末と接続できるものに限る。)**に接続する端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(ネットワーク品質)

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**と当該**事業用電気通信設備**に接続する端末設備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**と他の電気通信事業者の電気通信設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(安定品質)

第三十五条の十三 **事業用電気通信設備**は、当該**事業用電気通信設備**を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信設備**)

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、**緊急通報を扱う事業用電気通信設備**について準用する。

い。

(ネットワーク品質)

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同じ。)と当該**電気通信回線設備**に接続する端末設備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**と他の電気通信事業者の電気通信設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(安定品質)

第三十五条の十三 **事業用電気通信回線設備**は、当該**事業用電気通信回線設備**を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**)

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、**電気通信番号規則**第九条第一項第一号に規定する**電気通信番号**を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における**緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備**について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の十五 第三十五条の二の三の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

(特定端末設備)

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、**電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備**(特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、**端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十五条の十五の二において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。**

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備

(適用の範囲)

第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九**第三項及び第三十条の二十三**を除く。)は、**携帯電話用設備及びPHS用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)**について適用する。

(基本機能)

第三十五条の十七 **第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機**

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、**電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の十五 第三十五条の二の三の規定は、**電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備**について準用する。

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備

(適用の範囲)

第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九**第二項**を除く。)は、**携帯電話用設備及びPHS用設備に對して**適用する。

(基本機能)

第三十五条の十七 **事業用電気通信回線設備**の機能は、次に定めるとこ

能について準用する。

(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。)**に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの)のうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。)に接続するものを除く。)相互間の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(接続品質)

第三十五条の十九 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、**事業用電気通信設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 **第三十五条(第一号、第三号、及び第四号を除く。)**の規定は、**事業用電気通信設備(端末設備に限る。)**の接続品質について準用する。

この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、

るによらなければならない。

一〜四 (略)

(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの)のうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。)に接続するものを除く。)相互間の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信回線設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(接続品質)

第三十五条の十九 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、**携帯電話用設備及びPHS用設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3| 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と携帯電話用設備又はPHS用設備を接続した**事業用電気通信設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「**事業用電気通信設備**」とあるのは、「**二線式アナログ電話用設備**」と、同条第二号、第三号及び第五号中「**選択信号**」とあるのは「**選択信号又は電気通信番号**」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信設備**(アナログ電話端末と接続できるものに限る。)に接続する**端末設備等**(インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該**端末設備等**と国際中継回線を接続している**国際交換設備**との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信線設備**)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う**事業用電気通信設備**は、その発信に係る**端末設備等**に接続する**基地局の設置場所等**に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2| 第三十五条の規定は、**事業用電気通信回線設備**と**端末設備等**を接続する点において**二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備**と**携帯電話用設備**又はPHS用設備を接続した**事業用電気通信回線設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「**事業用電気通信回線設備**」とあるのは「**事業用電気通信回線設備**と**端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備**」と、同条第二号、第三号及び第五号中「**選択信号**」とあるのは「**選択信号又は電気通信番号**」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する**事業用電気通信回線設備**(アナログ電話端末と接続できるものに限る。)に接続する**端末設備等**(インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該**端末設備等**と国際中継回線を接続している**国際交換設備**との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信回線設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**については、その発信に係る**端末設備等**に接続する**基地局の設置場所等**に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、**前項の事業用電気通信設備**について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

(特定端末設備)

第三十五条の二十三 端末規則第四章第二節及び第四節並びに**第三十五条の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備(特定端末設備に限る。)**について準用する。この場合において、**端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十五条の二十三において読み替えて準用する第四章第二節及び第四節」と読み替えるものとする。**

第五款 その他の音声伝送用設備

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四**第三項及び第三十六条の九を除く。**)は、音声伝送役務の提供の用に供する**事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。第三十六条の四第**

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、**携帯電話用設備及びPHS用設備**について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、**携帯電話用設備及びPHS用設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、**携帯電話用設備及びPHS用設備**について準用する。

第五款 その他の音声伝送用設備

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四**第二項を除く。**)は、音声伝送役務の提供の用に供する**事業用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設**

二項及び第五十六条において同じ。) について適用する。

(基本機能)

第三十六条の二 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

(通話品質)

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。)の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の十八第一項中「インターネットプロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの)のうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。)とあるのは、「電気通信番号規則第十条第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」と読み替えるものとする。

(接続品質)

第三十六条の四 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条(第一号、第三号、及び第四号を除く。)の規定は、事

備及びPHS用設備を除く。) に対して適用する。

(基本機能)

第三十六条の二 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合し
なければならない。

一 四 (略)

(通話品質)

第三十六条の三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等(電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に接続するものを除く。次条において同じ。) 相互間の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(接続品質)

第三十六条の四 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。

この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

- 3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備とその他の音声伝送役務の提供の用に供する**事業用電気通信設備**を接続した**事業用電気通信設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「**事業用電気通信設備**」とあるのは「**二線式アナログ電話用設備**」と、同条第二号、第三号及び第五号中「**選択信号**」とあるのは「**選択信号又は電気通信番号**」と読み替えるものとする。

（総合品質）

- 第三十六条の五 電気通信事業者は、当該**電気通信事業者**の設置する**事業用電気通信設備**（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する**端末設備等**（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該**端末設備等**と**国際中継回線**を接続している**国際交換設備**との間の通話は、この限りでない。
- 2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

（緊急通報を扱う**事業用電気通信設備**）

- 2 第三十五条の規定は、**事業用電気通信回線設備**と**端末設備等**を接続する点において**二線式**の接続形式を有する**アナログ電話用設備**とその他の音声伝送役務の提供の用に供する**事業用電気通信回線設備**を接続した**事業用電気通信回線設備**の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「**事業用電気通信回線設備**」とあるのは「**事業用電気通信回線設備**と**端末設備等**を接続する点において**二線式**の接続形式を有する**アナログ電話用設備**」と、同条第二号、第三号及び第五号中「**選択信号**」とあるのは「**選択信号又は電気通信番号**」と読み替えるものとする。

（総合品質）

- 第三十六条の五 電気通信事業者は、当該**電気通信事業者**の設置する**事業用電気通信回線設備**（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する**端末設備等**（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該**端末設備等**と**国際中継回線**を接続している**国際交換設備**との間の通話は、この限りでない。
- 2 電気通信事業者は、その**事業用電気通信回線設備**の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

（緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**）

第三十六条の六 緊急通報を扱う**事業用電気通信設備**は、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用する**ものは**、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の**事業用電気通信設備**に準用する。

(災害時優先通信を取り扱う**事業用電気通信設備**)

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う**事業用電気通信設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の八 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(特定端末設備)

第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、**事業用電気通信設備**(二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。

第三十六条の六 緊急通報を扱う**事業用電気通信回線設備**については、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用する**ものについては**、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の**事業用電気通信回線設備**に準用する。

(災害時優先通信を取り扱う**事業用電気通信回線設備**)

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う**事業用電気通信回線設備**について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の八 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(削る)

第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(予備機器)

第三十七条 通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器に切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる機器については、この限りでない。

一 専ら一の者の通信を取り扱う電気通信回線を当該交換設備に接続するための機器

二 当該交換設備の故障等の発生時に、他の交換設備によりその疎通が確保できる交換設備の機器

2 多重変換装置等の伝送設備において当該伝送設備に接続された電

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備

(端末設備)

第三十七条 端末規則第四条から第三十五条までの規定は、法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち端末設備について準用する。この場合において、第四条から第六条までの規定及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備」と、第八条中「利用者」とあり、並びに第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(予備機器)

第三十八条 (同上)

気通信回線に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器と切り替えられるようにしなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(故障検出)

第三十九条 事業用電気通信設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、これを直ちに検出し、かつ、当該事業用電気通信設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

(事業用電気通信設備の防護措置)

第三十九条の二 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第四十条 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

2 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の故障等が発生した場合における応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(削る)

第四十一条 交換設備は、異常ふくそうが発生した場合に、これを検出し、かつ、通信の集中を規制する機能又はこれと同等の機能を有するものでなければならぬ。ただし、通信が同時に集中することがないようこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。

(耐震対策)

(削る)

第四十二条 事業用電気通信設備の据付けに当つては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 事業用電気通信設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

3 その故障等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある事業用電気通信設備に関する前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(電源設備)

(削る)

第四十三条 事業用電気通信設備の電源設備は、平均繁忙時に事業用電気通信設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信設備の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

2 事業用電気通信設備の電力供給に直接係る電源設備の機器(蓄電池を除く。)は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器と切り替えられるようにしな

(停電対策)

第三十八条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、自家発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

2 前項の規定に基づき自家発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備と接続されている交換設備及びその附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。

(削る)

(削る)

なければならない。

(停電対策)

第四十四条 (同上)

(誘導対策)

第四十四条の二 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

(防火対策等)

第四十五条 事業用電気通信設備を收容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。

2) 事業用電気通信設備を收容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信設備を工事、維持又は運用する者が立ち入るコンテナ等及びとう

道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならぬ。

- 3 事業用電気通信設備を收容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。

(屋外設備)

- 第四十六条 屋外に設置する電線(その中継器を含む。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。)は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

- 2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(事業用電気通信設備を設置する建築物等)

- 第四十七条 事業用電気通信設備を收容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

- 1 風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けにくい環境に設置されたものであること。

- 2 当該事業用電気通信設備を安全に設置することができる堅固で

(削る)

(削る)

耐久性に富むものであること。

三 当該事業用電気通信設備が安定に動作する温度および湿度を維持することができること。

四 当該事業用電気通信設備を收容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信設備に触れることができないよう施設その他必要な措置が講じられていること。

(大規模災害対策)

第四十七条の二 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、事業用電気通信設備に関し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならぬ。

一 電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。

二 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講ずること。

(削る)

(準用)

第三十九条 第五条から第八条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、

第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四十条 第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九条、第十条第二項及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第三十七条及び前条において準用する第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

第四十一条 第十七条第一項及び第十八条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

第四十二条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、

(適用除外)

第四十八条 第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条及び第四十五条から第四十七条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第三十八条及び第四十三条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

(秘密の保持)

第四十九条 第十七条第一項及び第十八条の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(法第四十一条第二項に規定する電気通信設備に限る。以下「基礎的電気通信設備」という。)について準用する。この場合において、第十七条第一項及び第十八条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
(他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止)

第五十条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、

事業用電気通信設備について準用する。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

第四十三条 第二十三条及び第二十四条の規定は、**事業用電気通信設備**について準用する。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(接続品質)

第四十四条 **二線式アナログ電話用設備**の接続品質は、基礎トラヒックについて、次の各号に適合しなければならない。

一 **二線式アナログ電話用設備**が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 **二線式アナログ電話用設備**が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に当該アナログ電話用設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 **二線式アナログ電話用設備**が選択信号の**送出終了**を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通

基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、第十九条、第二十条及び第二十一条中「**事業用電気通信回線設備**」とあるのは、「**事業用電気通信設備**」と読み替えるものとする。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(他の電気通信設備との責任の分界)

第五十一条 第二十三条及び第二十四条の規定は、**基礎的電気通信設備**について準用する。この場合において、**第二十三条及び第二十四条中**「**事業用電気通信回線設備**」とあるのは、「**事業用電気通信設備**」と読み替えるものとする。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(接続品質)

第五十二条 **アナログ電話用設備**の接続品質は、基礎トラヒックについて、次の各号に適合しなければならない。

一 **アナログ電話用設備**が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二 **アナログ電話用設備**が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に当該アナログ電話用設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 **アナログ電話用設備**が選択信号**送出終了**を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通事業者

信事業者の設置する**事業用電気通信設備**を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、**前項中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。**

（削る）

（準用）

第四十五条 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

の設置する**事業用電気通信回線設備**を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、**事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同項（第一号を除く。）中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、同項第一号中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同項第二号及び第三号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。**

（準用）

第五十三条 第二十七条から第三十三条までの規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十三条までの規定中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

(削る)

4| 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

替えるものとする。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。)について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

3 第三十五条の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

4| 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。)について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5| 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、基礎的電気通信設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。次項において同じ。)について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の十二の規定中「当該電気通信回線設備」とあるのは「当該電気通信設備」と読み替えるものとする。

5] 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、

利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(アナログ電話用設備等)

第四十六条 第五条から第十五条まで(第十一条を除く)、第十五条の三(第三号及び第五号に係る部分に限る。)、第三十七条及び第三十八条の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(その他の電気通信設備)

第四十七条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三(第三号に係る部分に限る。)、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

(適用除外)

6] 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第四十八条 第四十六条において準用する第五条、第八条から第九条まで、第十条第二項、第十三条から第十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第四十六条において準用する第十条第二項及び第三十七条の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

3 第四十六条において準用する第三十八条の規定は、総務大臣が別に告示で定める携帯電話用設備及びPHS用設備について適用しない。

4 前条において準用する第五条、第八条、第十四条及び第十六条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

(秘密の保持)

第四十九条 第十七条第一項及び第十八条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止)

第五十条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(他の電気通信設備との責任の分界)

第五十一条 第二十三条及び第二十四条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(アナログ電話用設備)

第五十二条 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条(第三号及び第四号を除く。)及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二三及び第三十五条の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う総合デジタル通信用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの

規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2| 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3| 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

(携帯電話用設備及びPHS用設備)

第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2| 第三十五条の六(第二号及び第三号に限る。)及び第三十五条の二十第一項の規定は、緊急通報を扱う携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

3| 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

(その他の音声伝送用設備)

第五十六条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の

三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と、第三十五条の十九の二中「インターネットプロトコル携帯電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六(第二号及び第三号に限る。)及び第三十六条の六第一項の規定は、緊急通報を扱う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

第五章 雑則

(特例措置)

第五十七条 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特別の理由によりこの規則に定めるところによることが困難である場合は、総務大臣の承認を受けて、この規則に定めるところによらないで電気通信設備をその事業の用に供することができる。

(電磁的方法による提出)

第五十八条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提

第五章 雑則

(特例措置)

第五十四条 (同上)

(電磁的方法による提出)

第五十五条 (同上)

出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者の氏名及び住所並びに申請の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

附 則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（電気通信役務契約等状況報告等）			
<p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>			
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	
（略）			
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続	様式第十五の二	
			第二条 （同上）

し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の契約数が三万未満であるものを除く。)

2| 電気通信事業法施行規則様式第四の表の電気通信役務の種類の種類
の各項に掲げる電気通信役務であつて、次のいずれにも該当するものを
提供する電気通信事業者は、様式第十五の三により、毎報告年度経
過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の
状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。た
だし、前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者にあつ
ては、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務についてはこの
限りでない。

- 一| 利用者の数が八十万以上であるもの
- 二| 電気通信役務の対価としての料金の支払いを受けるもの
- 3| (略)
- 4| (略)

(設備容量の報告)

第七条の六 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者(半期(四
月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条に
おいて同じ。))の初日及び末日において三万以上の利用者に電気通
信役務を提供する者に限る。)は、当該電気通信事業者が、法第二十
四条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載され
た電気通信事業法施行規則第二十九条第三号二に掲げる事項に基づ
く電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四
により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出し

- 3| (略)
- 2| (略)

なけれはならぬ。

様式第 15 の 3 (第 2 条第 2 項関係)

電気通信役務契約状況報告	
契約数	年 月 日現在
サービスの種類	事業者名
契 約 数	
参考事項	

注 1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含まないものとする。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 16 (第 2 条 第 3 項 関係)
第 1 表

電気通信役務通信量等状況報告

距離段階別収入、通信回数、通信量

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

サービスの種類 (細区分) _____

(総合デジタル通信サービスのインターネットサービスの種別及び通信モードの種類)

発信・着信の別 _____

事業者名 _____

通信量区分											合計
通信回数											

第 2 表～第 5 表 (略)

様式第 16 (第 2 条 第 2 項 関係)
第 1 表

電気通信役務通信量等状況報告

距離段階別収入、通信回数、通信量

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

サービスの種類 (細区分) _____

(総合デジタル通信サービスのインターネットサービスの種別及び通信モードの種類)

発信・着信の別 _____

事業者名 _____

通信量区分											合計
通信回数											

第 2 表～第 5 表 (略)

様式第 17 (第 2 条 [第 3 項](#) 関係)
第 1 表

電気通信役務通信量等状況報告				
品目別距離段階別回線数				
年 3 月 31 日現在				
サービスの種類 (細区分) _____				
伝送方式の種類 _____				
事業者名 _____				
	品目			合計
	距離段階			
	合計			

注 1 ～ 8 (略)
第 2 表・第 3 表 (略)
様式第 18 (第 2 条 [第 4 項](#) 関係)

様式第 17 (第 2 条 [第 2 項](#) 関係)
第 1 表

電気通信役務通信量等状況報告				
品目別距離段階別回線数				
年 3 月 31 日現在				
サービスの種類 (細区分) _____				
伝送方式の種類 _____				
事業者名 _____				
	品目			合計
	距離段階			
	合計			

注 1 ～ 8 (略)
第 2 表・第 3 表 (略)
様式第 18 (第 2 条 [第 3 項](#) 関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年4月1日から
年3月31日まで

サービスの種類(細区分)

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方電気通信事業者	通信回数(回)				通信量(分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+ (2)	差 (2)- (1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+ (4)	差 (4)- (3)
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1～10 (略)

様式第19 (第2条第4項関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年4月1日から
年3月31日まで

サービスの種類(細区分)

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方電気通信事業者	通信回数(回)				通信量(分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+ (2)	差 (2)- (1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+ (4)	差 (4)- (3)
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1～10 (略)

様式第19 (第2条第3項関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年 月分

サービスの種類 国際電話等

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方電気通信事業者	通信回数 (回)			通信量 (分)							
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)					
	小計											
	合計	(1)	(2)	(1)+(2)	(2)-(1)	(3)	(4)	(3)+(4)	(4)-(3)			

注 1～8 (略)

様式第 20 (第 2 条 [第 4 項](#) 関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年 月分

サービスの種類 国際電話等

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方電気通信事業者	通信回数 (回)			通信量 (分)							
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)					
	小計											
	合計	(1)	(2)	(1)+(2)	(2)-(1)	(3)	(4)	(3)+(4)	(4)-(3)			

注 1～8 (略)

様式第 20 (第 2 条 [第 3 項](#) 関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別品目別回線数

年3月31日現在

サービスの種類 (細区分) _____

事業者名 _____

品目					合計
取扱対地					
その他					
合計					

注1～6 (略)

様式第27の4 (第7条の6関係)

事業用電気通信設備の設備容量の報告

年 月 日から
年 月 日まで

事業用電気通信設備の種類 _____

事業者名 _____

年度末における

利用者数 _____

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別品目別回線数

年3月31日現在

サービスの種類 (細区分) _____

事業者名 _____

品目					合計
取扱対地					
その他					
合計					

注1～6 (略)

電気通信設備の設備容量の確保の状況

(年 月 日時点)

- 注 1 法第44条第1項又は第3項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された、電気通信事業法施行規則第29条第3号二に掲げる事項を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十二号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の六の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以後である報告から適用する。

○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を改正する件 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項及び第四項、第二十条の二、第三十四条、第三十五条の二第二号、第三十五条の六第二号、第三十五条の十一、第三十五条の十二、第三十六条の五、第四十条第二項並びに第四十八条第二項及び第三項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の二第二号（第四十五条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>（総合品質）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 規則第三十六条の五の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p>	<p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項、第二十五条、第三十四条第二項、第三十六条及び第四十八条第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の二第二号（第五十三条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>（総合品質）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 規則第三十六条の五第一項の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p>

(基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外)

第七条 規則第四十条第二項の規定により規則第三十七条及び第三十九条において準用する第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。

(基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外)

第七条 規則第四十八条第二項の規定により規則第三十八条及び第四十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。

○平成十九年総務省告示第六百四十四号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する件 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を次のように定める。</p> <p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p> <p>(1) 設備の設定におけるデータの誤設定・誤入力防止及び関連する設備間の設定の整合性に関すること。 (2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関すること。 (3) 設備の冗長構成の確保、予備系への切替動作の確認及び予備系への切替不能時における対応に関すること。 (4) 工事手順書の適切な作成・遵守及び着工前における工事手順書・工事内容の確認に関すること。 (5) 工事後の試験に関すること。 (6) 設備変更の際にとるべき事項に関すること。 (7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関すること。 (8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定・実施に関すること。 (9) 設備導入後における設備の不具合発見のための監視項目・監視方法に関すること。</p>	<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を次のように定める。</p> <p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること</p> <p>二 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査</p> <p>三 事業用電気通信設備の運転又は操作</p> <p>四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策</p> <p>電気通信主任技術者及びその他の技術者のスキルアップのための適切な教育・訓練計画の策定に関すること。</p> <p>(1) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。 (2) 工事実施者と設備運用者による工事実施体制の確認及び工事手順の策定に関すること。 (3) 設備の変更の際にとるべき事項に関すること。</p> <p>事業用電気通信設備の運転又は操作の運用監視体制に関すること。</p> <p>(1) 基本指針及び実施状況の公表に関すること。 (2) 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。 (3) 情報の管理に関する内部統制ルールに関すること。 (4) 情報漏えい防止対策に関すること。 (5) 外部委託時の情報セキュリティ対</p>

	<p>二 ソフトウェアの信頼性の確保に関すること</p>	<p>三 ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること</p>
<p>(10) 事故予防を目的とした、設備の監視データの分析に関すること。</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した、予備系への切替動作の確認も含めた、設備の定期的な点検・検査に関すること。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物、空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。</p> <p>(13) 維持及び運用の委託に関すること。</p> <p>(14) 通信の秘密の確保に関すること。</p>	<p>(1) 通信需要等を踏まえた、社内関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性確保に関すること。</p> <p>(2) 商用に近い環境での試験に関すること。</p> <p>(3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。</p> <p>(4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。</p>	<p>(1) 迅速な原因分析のためのベンダー等との連携に関すること。</p> <p>(2) サイレント故障への対処も含む、速やかな故障検知・事故装置の特定に関すること。</p> <p>(3) 障害の最小化対策に関すること。</p> <p>(4) 事故装置に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。</p> <p>(5) 一次措置が機能しない場合の二次措置（関連部門やベンダーへのエスカレーション等）の速やかな実施に</p>
<p>五 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知</p>	<p>六 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置</p> <p>七 重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置</p>	<p>八 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理</p>
<p>策に関すること。</p> <p>(6) セキュリティ確保領域に関すること。</p> <p>(7) サイバー攻撃への対処に関すること。</p> <p>(1) 迅速な原因分析のための事業者と製造者等との連携に関すること。</p> <p>(2) 故障箇所の特定のためにとるべき事項に関すること。</p> <p>(3) 接続電気通信事業者との連携に関すること。</p> <p>(4) 事故情報の公表に関すること。</p>	<p>(1) サービスの復旧のための手順及び体制に関すること。</p> <p>(2) 事業者間の連携及び連絡体制に関すること。</p> <p>(1) 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。</p> <p>(2) 電気通信回線設備の通信容量に関する基本的な考え方に関すること。</p> <p>(3) ふくそう発生時における通信規制及び重要通信の優先的取扱いの具体的な方法に関すること。</p> <p>(4) ふくそう発生時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。</p> <p>(5) ふくそうの拡大防止に関すること。</p>	<p>(1) ソフトウェアの導入時及び更新時の製造業者等との連携を含めた信頼性確保に関すること。</p> <p>(2) 製造業者等との連携を含めた設備導入前の機能確認に関すること。</p> <p>(3) 設備の安全・信頼性の基準及び指</p>

	<p>四 利用者の利益の保護の観点から利用者に向けた情報提供に関すること</p>	<p>五 事故の再発防止のための対策に関すること</p>
<p>関すること。 (6) 接続電気通信事業者との連携に関すること。 (7) サービス復旧のための手順及び取るべき措置に関すること。</p>	<p>(1) 情報提供の時期に関すること。 (2) 情報提供窓口及びホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。 (3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。 (4) 情報提供手段の多様化に関すること。 (5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。</p>	<p>(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関すること。 (2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故収束後の情報公開に関すること。 (3) 事故の第三者検証に関すること。 (4) 事故報告制度の活用による管理規程の見直しに関すること。</p>
<p>標に関すること。 (4) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。 (5) 障害の極小化対策に関すること。</p>		

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。